

消 防 救 第 3 6 号  
平成26年2月24日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
(公 印 省 略)

### 救急活動時における適正な観察の実施について

今般、救急出動した救急隊が傷病者の観察を実施した結果、傷病者を死亡と判断し医療機関へ搬送せず、警察官に引継いだ後、生命兆候が確認され医療機関へ搬送するという事案が発生しました。このような事案については、再発防止を図っていかなければなりません。ついては、下記事項を参考に貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対し周知されますようお願いいたします。

#### 記

- 1 「救急業務において傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」（消防実務質疑応答集から抜粋）
  - (1)意識レベルが、300であること。（痛み刺激に反応しない）
  - (2)呼吸が全く感ぜられないこと。
  - (3)総頸動脈で脈拍が全く触知できないこと。
  - (4)瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。
  - (5)体温が感ぜられず、冷感が認められること。
  - (6)死後硬直又は、死斑が認められること。※以上の全てが該当した場合
- 2 「救急業務において傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」のほか、次の事項に十分留意すること。
  - (1)傷病者の観察にあたっては、「明らかに死亡している」という先入観を持たず、慎重に行うとともに、聴診器、血圧計、心電図等の観察用資器材を活用し、的確な傷病者観察を行うこと。
  - (2)判断に迷う場合は、指示医師に報告し指示・指導・助言を受けること。

#### 【担 当】

消防庁救急企画室  
定岡課長補佐、石田係長、上西事務官  
電話 03-5253-7529